

埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア運用要領

第1 目的

この要領は、埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア（以下「学生ボランティア」という。）の運用により、将来を担う学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等への参加を促進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、もって地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

2 大学

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置するもので、大学院及び短期大学を含む。

3 専門学校

高等学校卒業又は3年制の高等専修学校卒業を入学資格とし、修業年限が1年以上のもの。

4 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

埼玉県、埼玉県警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターによる犯罪被害者支援協同体をいう。

第2 呼称

学生ボランティアの活動時の呼称を「Aya（彩）」とする。

第3 委嘱

1 手続

学生ボランティアの委嘱は、埼玉県知事（以下「知事」という。）が委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

2 資格

学生ボランティアの資格要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埼玉県内に校舎が所在する大学又は専門学校に在学し、又は埼玉県内に居住する大学又は専門学校の学生であること。
- (2) 犯罪被害者支援に関心を持ち、熱意及び行動力を有すること。
- (3) 心身共に健康で、人格及び行動について県民の模範となる者であること。

3 期間

学生ボランティアの委嘱期間は1年以内で知事が定める期間とし、必要により再委嘱することができる。

第4 運用

学生ボランティアの運用は、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターで行い、事務局を県民生活部防犯・交通安全課に置く。

第5 活動

学生ボランティアの活動は次のとおりとし、当該活動を実施するときは、県、県警察又は関係機関団体等と合同で行うものとする。

- (1) 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害者支援講演会等に関する活動
- (3) その他犯罪被害者支援に資すると認められる活動

第6 解嘱

知事は、委嘱をした者が次のいずれかに該当することとなった場合は、解嘱することができる。この場合において、解嘱は、本人又は本人の代理に解嘱通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

- (1) 本人から解嘱の願い出があったとき。
- (2) 第3の2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (3) 学生ボランティアとしてふさわしくない非行のあったとき。
- (4) 学生ボランティアの活動を行うにあたり、適さない事由があると認めたとき。

第7 学生ボランティアの心構え

学生ボランティアは、この要領によりボランティア活動を行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 県民に犯罪被害者支援の重要性が伝わるよう熱意と行動力をもって活動すること。
- (2) 学生ボランティアとしてふさわしい端正な身だしなみに留意すること。
- (3) 大学生ボランティア又は大学生ボランティアであった者は、その活動の過程で知りえた秘密の保持を遵守すること。

第8 証票の貸与等

1 貸与

学生ボランティアには、犯罪被害者支援学生ボランティア証（別記様式第3号。以下「証票」という。）を貸与する。

2 携行

学生ボランティアは、ボランティア活動に従事するに当たっては、証票を携帯するものとする。

3 返納

学生ボランティアは、解嘱されたとき又は委嘱期間が満了したときは、証票を速やかに返納しなければならない。

4 再交付

学生ボランティアが証票を紛失し、き損し、又は汚損した時は、証票再交付申請書（別記様式第4号）により、再交付を申請しなければならない。

なお、証票をき損し、又は汚損したときは、当該証票を併せて提出しなければならない。

第9 指導及び研修

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、学生ボランティアの活動に関し必要な知識及び留意事項等について適宜指導及び研修を行うものとする。

第10 ボランティア活動の認定等

県民生活部防犯・交通安全課長は、学生ボランティアがボランティア活動を行ったときは、申請によりこれを証明するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、学生ボランティアの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成30年1月11日から施行する。